

千葉県告示第150号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年2月28日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
放課後等デイサービス ウィズ・ユー浜野駅前 千葉市中央区浜野町 1388	BlueCare株式会社 千葉市中央区松波3-7-19 めぞんK202 代表取締役 座木 真人	令和5年3月1日	1250102207	児童発達支援 放課後等デイサービス